

消費税率改正に伴う令和元年 10 月 1 日以降の取扱いについて（工事請負契約）

1 現在、消費税率8%で契約しているもののうち、本来は 10%の適用となる契約

原則、令和元年 10 月 1 日より順次変更契約を行います。

対象となる案件については、担当課から個別にご連絡を行う予定です。

<参考：消費税率 10%対象案件>

	対象案件	10%適用となる額
ア	平成 31 年 4 月 1 日以降に当初契約し、引渡しが 10 月 1 日以降となる契約	変更含む全契約金額
イ	平成 31 年 3 月 31 日以前に当初契約し、引渡しが 10 月 1 日以降であり、4 月 1 日以降に増額変更した変更契約	4 月 1 日以降に増額した額のみ

※ 工期延期後、10 月 1 日以降に引渡しとなった場合も含まれます。

2 工事請負契約にかかる請求書の記載について(経過措置適用案件)

消費税法改正法に基づく経過措置（旧税率 8%）の適用を受けた場合には、請負人は相手方に対し、経過措置の適用を受けた旨の通知をするものとされています。

これを受けて、横浜市に提出する工事完成検査合格後の**請求書**には、余白部分に**「消費税法改正法の経過措置(税率8%)の適用を(「全部」又は「一部」)受けた案件**の旨の記載をしてください。

※他の方法による通知を行うことを妨げるものではありません。

※記載の有無によって、経過措置の適用の有無に影響するものではありません。

【参考】消費税法改正法に関することは、国税庁のHPをご確認ください。

- ・消費税法改正のお知らせ（平成 28 年 4 月）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm#a-06>

- ・平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A【基本的な考え方編】（平成 30 年 10 月）の問 27

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm#s-link3>

- ・平成 31 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて（法令解釈通達）の 22

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/141027/kaisei.htm>